

## 安全衛生推進者養成講習

### ◆松山地区の開催予定日時、会場、受付期間、定員

	実施日	時間	会場	受付期間	募集定員
1	5月16日(水)～17日(木)	1日目:	岩本ビル	3月16日(金)～5月2日(水)	30名
2	9月20日(木)～21日(金)	8時50分～16時20分		7月20日(金)～9月6日(木)	
3	12月19日(水)～20日(木)	2日目:		10月19日(金)～12月5日(水)	
4	2月20日(水)～21日(木)	8時50分～14時45分		12月20日(木)～2月6日(水)	

- ・岩本ビル4階会議室 住所：松山市大手町1-10-1、電話番号：089-947-3051(松山支部)
- ・申込み状況により実施日、場所等の変更もあります。

### ◆講習科目、時間…昼食、休憩、確認試験等があり実際の講習時間は上記時間帯となります。

安全管理	2時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
作業環境管理及び作業管理	2時間
健康の保持増進対策	1時間
安全衛生教育	1時間
安全衛生関係法令	2時間
(合計 10 時間)	

### ◆受講料…消費税含む

受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
8,640	1,404	10,044

### ◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生業務を担当させなければならない。
- ・安全衛生推進者の選任義務業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の事業場	衛生推進者

### ◆厚生労働省ガイドライン(H26.3.28付)

第3次産業のうちの重点業種である社会福祉施設、小売業（法定選任義務を除く）、飲食店の労働者数10人以上の事業場については、安全担当者を配置し、うち労働者数50人以上の事業場については、安全衛生推進者の資格を持った者等から安全担当者を選任することが望ましいとされています。